

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和8年（2026年）5月12日（火） 午後7時00分～午後8時10分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約15名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2026年夏季一時金等に関する要求書」及び「2026年夏季重点要求書」に
基づく交渉（1回目）

<交渉内容要旨>

I. 基本姿勢について

組 合	市
- 憲法遵守の考え方について、改めて確認する。 - 勤務労働条件については労使合意を基本とするという認識に変わりはないか。また、山場に向け、雇用者責任を果たすという立場で交渉に臨むのか確認する。	- 憲法遵守の立場に変わりはない。 - 労使合意が基本との姿勢に変わりはない。山場に向け、雇用者責任を果たす立場で誠意をもって臨んでいく。

II. 生活改善について

組 合	市
- 物価高騰が収まらない。組合員へのアンケートでも、暮らし向きが苦しいという切実な声が上がっている。物価上昇を上回る賃上げなど生活改善が必要と考えるが、このような生活実態について、どのように認識しているのか。 - 職員の生活が苦しい状況が続いていることについて、どのような対応をしていくのか。	- 物価高騰が続き、生活に影響を及ぼしていることは認識している。 - 国においても、物価上昇を上回る賃上げを目指して環境整備することが表明されている。その動向を見ながら、何らかの対応をしていく姿勢である。

Ⅲ. 人員体制について

組 合	市
組合員へのアンケートでは、今すぐ辞めたい・転職を考えると回答した割合が６割、やりがいを持っていないと回答した割合が３割である。職員がモチベーションを維持・向上して働き続けられるための検討が必要である。	アンケートの結果は切実な声と捉えており、どういった対応が可能か、今後も引き続き、検討していく。

Ⅳ. 夏季休暇について

組 合	市
- 夏季休暇取得の基本期間である７月から９月の間に、繁忙で休暇が取得できないのはおかしいと感じている。休暇が取れる人員体制が必要ではないか。また、酷暑と言われる中、体力回復のためにも夏季休暇の日数を増やすべきである。府内において、本市より日数を付与している自治体もあるがどのような見解か。 - 非正規職員について、夏季休暇が付与されていない職員がいる。全ての職員に、出勤日数に応じて付与するべきではないか。	- 夏季休暇付与日数について、他市の状況を調査している。 - 付与がない職員がいることについては認識しているが、雇用期間や勤務時間数により付与するかどうか決定しているものである。